

# 国民年金・厚生年金保険の 適用・収納の状況

平成24年8月2日  
日本年金機構

## I. 国民年金

## 平成23年度実績

○平成21年度分（過年度2年目）の最終納付率は、65.3%。

（平成21年度末から+5.3ポイント、平成22年度末から+2.0ポイントの伸び。）

○平成22年度分（過年度1年目）の納付率は、62.2%。（平成22年度末から+2.9ポイントの伸び。）

	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
平成21年度分 （対前年度末伸び）	60.0%	63.2% （+3.3ポイント）	65.3% （+5.3ポイント）
平成22年度分 （対前年度末伸び）	—	59.3%	62.2% （+2.9ポイント）

○平成23年度の現年度分（平成23年4月分～平成24年3月分）の納付率は、58.6%。（対前年度比△0.7ポイント）

	納付月数	納付対象月数	納付率
平成22年度 （対前年度比）	9,893万月 （△4.7%）	16,679万月 （△3.6%）	59.3% （△0.7ポイント）
平成23年度 （対前年度比）	9,407万月 （△4.9%）	16,042万月 （△3.8%）	58.6% （△0.7ポイント）

- ・ 現年度分保険料について、年金事務所ごとの納付率をみると、81事務所で前年度より上昇している。また、都道府県ごとの納付率をみると、12県で前年度より上昇している。（平成22年度は60事務所、2県で前年度より上昇）
- ・ 第3号被保険者不整合記録問題への対応による影響（△0.3%）を除けば、対前年度比は△0.4ポイントであり、平成22年度の対前年度比△0.7ポイントと比べれば、平成23年度の実質的な下げ幅は縮小しているものと考えられる。

## <納付率低下の要因>

### ○第1号被保険者の年齢構成の変化

- ・ 平成23年度末現在の第1号被保険者の年齢構成を平成22年度末現在と比較すると、納付率の高い55～59歳の全体に占める割合が0.8ポイント低下し、平均年齢が0.1歳若くなったことにより、平成23年度の現年度納付率に与えた影響は、概ね△0.1ポイント程度と推計される。

### ○市場化テスト事業の実績低迷

- ・ 市場化テスト事業については、免除獲得件数は達成目標を上回っているものの、納付督促活動によって獲得すべき保険料（月数）の目標（達成目標及び最低水準）が達成できていない。  
特に現年度保険料に係る最低水準の達成状況をみると、受託事業者全体の最低水準の達成率は77.7%であり、現年度納付率に与えた影響は、概ね△0.2ポイント程度と推計される。

### ○第3号被保険者不整合期間に係る種別変更

- ・ 平成23年11月から、直近2年間に第3号被保険者不整合期間を有する者に対する種別変更等の届出勧奨を順次実施し、届出のない者については届出によらない種別変更処理（第3号被保険者として管理している期間を第1号被保険者期間に訂正）を行った。
- ・ 第3号被保険者不整合期間に係る種別変更を行った者については、納付書を送付して納付を促したほか、市場化テスト受託事業者から電話や戸別訪問による納付督促を実施した。
- ・ 第3号被保険者不整合期間に係る種別変更により現年度の納付対象月数が増加したが、年度末までの期間が短かく納付等に至らなかったため、現年度保険料の納付率に概ね△0.3ポイント程度の影響を与えたと推計される。

## 平成23年度目標

- 平成21年度の最終納付率については、平成21年度の現年度納付率から4～5ポイント程度の伸び幅を確保すること。
- 平成23年度末における平成22年度分保険料の納付率については、平成22年度末から2～3ポイント程度の伸び幅を確保すること。
- 平成23年度の現年度納付率については、平成21年度と同程度以上の水準を確保すること。
- 口座振替実施率については、前年度と同等以上の水準を確保すること。
- コンビニエンスストア、インターネットバンキング及びクレジットカードによる納付件数の合計数については、前年度と同等以上の水準を確保すること。

## 平成24年度目標と収納対策の主な取組

## ＜目標＞

- 平成22年度分保険料の最終納付率については、平成22年度の現年度納付率から5.5ポイント程度の伸び幅を確保すること。
- 平成23年度分保険料の平成24年度末時点の納付率については、平成23年度末から4.0ポイント程度の伸び幅を確保すること。
- 平成24年度分保険料の現年度納付率については、これまでの納付率の低下傾向から回復基調に転換させ、平成21年度の納付実績を上回る水準を確保することにより60%台に回復するとともに、更なる改善を目指すこと。
- 口座振替実施率については、前年度と同等以上の水準を確保すること。
- コンビニエンスストア、インターネットバンキング及びクレジットカードによる納付件数の合計数については、前年度と同等以上の水準を確保すること。

## ＜収納対策の主な取組＞

## ○未納者の属性に応じた収納対策の徹底・強化

- ・ 一定の所得があり、保険料免除や学生納付特例の対象とはならない者であって、保険料を長期間滞納しているものについては、全員を強制徴収対象者と位置付けた上で、所得や納付の状況など被保険者の置かれた実情を踏まえつつ、強制徴収に移行する。
- ・ 所得が低いなどの事情により、本来は保険料免除や学生納付特例の対象となりうる者であるにもかかわらず、申請手続きを行っていないために未納状態となっているものについて、免除制度等の周知や申請の案内を行う。

## 【数値目標】

新たな目標	従来目標
平成22年度現年度納付率59.3%から+5.5ポイントの伸び（最終納付率64.8%）を確保する。	現年度納付率から4～5ポイント程度の伸び幅を確保する。
平成23年度所得に基づく免除勸奨対象者等について、平成25年夏までに、少なくともその半数を免除・納付に結び付ける。	（なし）

## ○進捗管理の強化

- ・ 各年金事務所の行動計画の進捗状況を月次で管理、ブロック本部担当部長会議を四半期ごとに開催するほか、必要に応じて国民年金担当グループ長会議やブロック本部長参集適用・徴収対策会議を開催する。
- ・ 国民年金保険料収納対策が低調な54年金事務所を「国民年金保険料収納対策強化指定年金事務所」に指定し、ブロック本部の協力を得て指導を徹底する。（平成23年度は、29年金事務所を指定）

#### ○市場化テスト受託事業者の進捗管理と協力・連携体制の強化

- ・ 入札における企画提案の確実な実施と要求水準の達成に向けた事業実施状況確認等のため、ヒアリングを実施して進捗管理を徹底する。
- ・ 受託事業者に対する情報提供の早期化や月例打合せ会における本部職員による助言・提案・指導など協力・連携の強化を図る。
- ・ 受託事業者の実績が最低水準を下回った場合等に行うことができる業務改善の指示について、契約者（機構本部国民年金部長）に加え、ブロック本部適用・収納（業務）支援部長も行うことができることとし、指導体制の強化を図る。

#### ○強制徴収の取組強化

- ・ 最終催告状を送付したもののすべてが完納に結びつくよう取組を強化する。
- ・ 強制徴収の実施状況を定期的に公表する。
- ・ 悪質な滞納者については、国税庁に委任する仕組みを積極的に活用する。

#### ○新規適用届（20歳到達者等、2号・3号からの移行者）へのアプローチの強化

- ・ 20歳に到達する者、34歳及び44歳到達者、第2号（又は第3号）被保険者から第1号被保険者となった者について、適用勧奨を早期に行うとともに、届出がない場合の資格取得の手続きを確実に実施する。
- ・ 適用勧奨から「届出によらない資格取得手続き」実施までの期間を短縮（6か月後⇒4か月後）を図る。
- ・ 特定業務契約職員による戸別訪問活動等により、新規適用者に対する働きかけを更に強化する。

#### ○口座振替制度の推進

- ・ ダイレクトメールによる勧奨、市場化テスト受託事業者による勧奨などにより、口座振替制度の利用促進を図るほか、金融機関等に対して、口座振替制度の周知及びチラシ等の備え付けについて協力を要請する。

#### ○公的年金制度の理解を図るための普及・啓発活動

- ・ 政府広報や市町村広報誌などを活用した普及・啓発活動を展開するほか、日本年金機構ホームページによる広報を行う。

#### ○市区町村及びハローワークとの連携強化

- ・ 所得情報の取得、市区町村の窓口や広報誌における制度周知、資格取得届時における口座振替案内についての協力を依頼する。

#### ○現行の年金制度の改善に向けた検討

- ・ 現行最大で1年間となっている保険料前納期間について、最長2年間に拡充（割引額も大きくなる）するための準備を進める。
- ・ 保険料の納付が可能である過去2年分まで、遡及して免除を行うことができるようにするための法案（年金機能強化法案）が国会提出中であり、成立した場合にはその施行準備を進める。
- ・ 「歳入庁創設について～中間報告後の検討を踏まえた整理～」（平成24年6月12日社会保障・税一体改革関係5大臣会合）に基づき、今年度からの取組強化策の効果を見据えつつ、これまでの取組の成果・課題を検証した上で、申請主義の在り方も含めた保険料の免除制度の改善等の制度的な対応も視野に入れた更なる取組の強化について検討し、平成24年度中に結論を得て、必要な措置の具体化を図る。

## 国民年金適用・収納業務の状況

項 目		平成22年度	平成23年度	対前年比	備 考
1	第1号被保険者数	19,382,219人	19,044,336人	-337,883人	任意加入被保険者を含む
2	全額免除等割合	29.0%	30.4%	1.4%	第1号被保険者数（任意加入除く）に占める、法定免除、全額免除、学生納付特例及び若年者納付猶予者数の合計の割合
3	現年度納付率	59.3%	58.6%	-0.7%	
4	最終納付率	(平成20年度分) 66.8%	(平成21年度分) 65.3%	—	
5	過年度1年目納付率	(平成21年度分) 63.2%	(平成22年度分) 62.2%	—	
6	口座振替実施率	36.0%	35.6%	-0.4%	
7	市場化テスト最低水準達成割合（現年度）	69.8%	77.7%	7.9%	
8	市場化テスト最低水準達成割合（過年度）	115.5%	93.8%	-21.7%	
9	市場化テスト最低水準達成割合（免除）	101.3%	111.6%	10.3%	
10	コンビニ等納付件数	13,081,562件	13,815,937件	734,375件	
11	納付書送付件数	25,625,315件	25,584,131件	-41,184件	
12	最終催告状発送件数	24,232件	30,045件	5,813件	
13	督促件数	10,583件	17,615件	7,032件	
14	差押執行件数	3,379件	5,012件	1,633件	

注1：最終納付率は前々年度の現年度保険料として納付すべき月数に対し、時効前（納期から2年以内）までに納付された割合。

注2：過年度1年目納付率は前年度の現年度保険料として納付すべき月数に対し、翌年度末までに納付された割合。

## II. 厚生年金保険

### 1. 適用の促進

#### 平成23年度実績

○職員による重点的加入指導は、目標14,014事業所に対して、実績は22,160事業所、達成率158.1%となっており、適用に結び付いた事業所は、6,685事業所である。

○事業所調査については、目標364,323事業所に対して、437,325事業所、達成率120.0%となっている。

単位：事業所

	平成22年度			平成23年度		
	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
職員による重点的加入指導	7,957	13,450	169.0%	14,014	22,160	158.1%
適用に結び付いた事業所数	—	4,808	—	—	6,685	—
(認定による加入事業所数)	—	71	—	—	165	—
事業所調査	100,613	157,477	156.5%	364,323	437,325	120.0%

#### 平成23年度計画

○重点的加入指導など各種取組について、中期計画期間中のできるだけ早い時期に平成18年度の実績を回復することを念頭に、適切な目標を設定する。

- ・厚生年金保険と雇用保険の適用事業所全数を突合するなどにより、未適用事業所の正確な実態把握に努める。また、法務省における法人登記簿情報の入手及びそれに基づく加入勧奨事業の実施に向けた準備を進める。
- ・平成22年度末までに外部委託により加入勧奨を実施したにもかかわらず、自主的な適用届を行わない事業所について重点的加入指導を実施し、着実に適用へ結び付ける。なお、重点的加入指導を3回実施しても加入の見込みのない事業所については、必要に応じて認定による加入手続を実施する。
- ・資格取得届等の届出漏れの多い傾向にある労働派遣業及び短時間就労者・外国人就労者を多く使用する事業所等に対し、関係機関と連携を図り重点的な指導を行う。

#### 平成24年度における主な取組

- 重点的加入指導など各種取組について、平成24年度中に平成18年度の実績を回復することを念頭に、適切な目標を設定する。
- ・厚生年金保険と雇用保険の適用事業所を突合するなどにより、未適用事業所の正確な実態把握に努める。また、法務省における法人登記簿情報の入手及びそれに基づく加入勧奨事業の実施に向けた準備を進める。
  - ・平成23年度末時点で把握しているすべての未適用事業所に対して、平成24年度以降、文書・訪問等による加入指導を実施する。その際、特に従業員の多い事業所から優先的に実施し、3年以内に未適用事業所を半減する。
  - ・総合調査及び定時決定時調査等の事業所調査については、すべての適用事業所を対象に4年に1回実施することを基本とする。

## 厚生年金保険等適用業務の状況

項 目		平成22年度	平成23年度	対前年比	
1	適用事業所数	1,748,578 事業所	1,745,027 事業所	-3,551 事業所	
2	被保険者数	34,411,013 人	34,514,836 人	103,823 人	
3	平均標準報酬月額	305,715 円	304,589 円	-1,126 円	
4	適用 対策	①外部委託による加入勧奨（文書・電話）	80,741 事業所	276,540 事業所	195,799 事業所
		②外部委託による加入勧奨（訪問）	65,957 事業所	120,344 事業所	54,387 事業所
		③重点的加入指導（来所要請）	2,894 事業所	1,424 事業所	-1,470 事業所
		④重点的加入指導（訪問）	10,556 事業所	20,736 事業所	10,180 事業所
		⑤適用に結び付いた事業所	4,808 事業所	6,685 事業所	1,877 事業所
		⑥認定による加入手続事業所	71 事業所	165 事業所	94 事業所
5	未適用事業所数	107,935 事業所	246,165 事業所	138,230 事業所	
6	事業所調査	157,477 事業所	437,358 事業所	279,881 事業所	



## 2. 徴収対策の推進

### 平成23年度実績

- 厚生年金保険の保険料収納率は、98.0%と目標値97.8%を上回った。
- 厚生年金保険の口座振替実施率は、82.7%と目標値81.6%を上回った。
- 滞納事業所に対しては、早期の納付指導を行うとともに滞納処分を確実に実施した結果、差押事業所数は前年度を上回った。
- 国税庁に対して厚生労働省から滞納処分等の権限委任を1件行った。

単位：%、事業所

	平成22年度			平成23年度		
	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
保険料収納率（厚生年金保険）	98.0%	97.8%	99.8%	97.8%	98.0%	100.2%
口座振替実施率（厚生年金保険）	81.2%	81.6%	100.5%	81.6%	82.7%	101.3%
滞納事業所数	—	162,461	—	—	162,735	—
差押事業所数	—	13,707	—	—	17,798	—

### 平成23年度計画

- 機構全体及び年金事務所ごとに平成23年度行動計画を策定し、口座振替実施率が前年度と同等以上の水準を確保することを目標とする。
  - ・ 口座振替による保険料納付の推進を図るため、適用事業所の新規適用時においては、原則として口座振替を利用するよう事業主に協力を求める。
  - ・ 滞納事業所に対しては、速やかな納付督促を行い、確実な徴収と滞納の長期化の防止を図る。
  - ・ 滞納事業所から納付困難との申出があった場合は、きめ細やかな納付指導を行い、納付指導に応じない事業所に対して速やかに滞納処分を実施し、保険料の確保に努める。さらに必要に応じ、国税庁に委任する仕組みを適切に活用する。

### 平成24年度における主な取組

- 機構全体及び年金事務所ごとに平成24年度行動計画を策定し、口座振替実施率が前年度と同等以上の水準を確保することを目標とする。
  - ・ 口座振替による保険料納付の推進を図るため、適用事業所の新規適用時においては、原則として口座振替を利用するよう事業主に協力を求める。
  - ・ 滞納事業所に対しては、速やかな納付督促を行い、確実な徴収と滞納の長期化の防止を図る。なお、新規滞納事業所に対しては、初期手順に従い、納付督促及び滞納処分を確実に実施する。
  - ・ 滞納事業所から納付困難との申出があった場合は、きめ細やかな納付指導を行い、繰り返し納付指導したにもかかわらず納付指導に応じない事業所に対しては、滞納処分を迅速かつ確実に実施し、保険料の確保に努める。さらに必要に応じ、国税庁に委任する仕組みを積極的に活用する。

## 厚生年金保険等徴収業務の状況

項 目		22年度	23年度	対前年比	
1	①保険料決定額 (過年度分を含む)	厚生年金保険	232,430 億円	239,581 億円	7,151 億円
		協会管掌健康保険	74,985 億円	76,722 億円	1,737 億円
		船員保険	387 億円	378 億円	-9 億円
2	②保険料収納額 (過年度分を含む)	厚生年金保険	227,253 億円	234,699 億円	7,446 億円
		協会管掌健康保険	72,243 億円	74,074 億円	1,831 億円
		船員保険	344 億円	341 億円	-3 億円
3	③不納欠損額	厚生年金保険	407 億円	380 億円	-27 億円
		協会管掌健康保険	201 億円	191 億円	-10 億円
		船員保険	5 億円	4 億円	-1 億円
4	収納未済額 (①-②-③)	厚生年金保険	4,770 億円	4,502 億円	-268 億円
		協会管掌健康保険	2,541 億円	2,457 億円	-84 億円
		船員保険	38 億円	33 億円	-5 億円
5	保険料収納率 (②/①)	厚生年金保険	97.8 %	( 98.0%) 98.0 %	0.2 ポイント
		協会管掌健康保険	96.3 %	( 96.6%) 96.5 %	0.2 ポイント
		船員保険	88.9 %	( 91.1%) 90.1 %	1.2 ポイント
6	滞納事業所数	162,461 事業所	162,735 事業所	274 事業所	
7	差押え事業所数	13,707 事業所	17,798 事業所	4,091 事業所	
8	口座振替実施率	厚生年金保険	81.6 %	82.7 %	1.1 ポイント
		協会管掌健康保険	82.1 %	82.9 %	0.8 ポイント
		船員保険	68.4 %	68.9 %	0.5 ポイント

(注1) 23年度の収納率 ( ) 書きは、納期限が延長された被災地4県分を除いた収納率を計上。

(注2) 滞納事業所数は、延滞金のみ滞納している事業所数を除いた事業所数を計上。

## 国民年金、厚生年金保険の適用・収納対策に要する経費

事項		22' 決算額	23' 決算額	主な事項
国民年金	適用関係業務	48.4億円	49.6億円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適用勧奨状の送付等に要する経費</li> <li>・ 住基ネットの利用に要する経費</li> <li>・ 事務センターの入力委託等に要する経費</li> <li>・ 事業運営に要する経費(年金手帳・窓口配付用パンフレットの作成等)</li> </ul>
	収納関係業務	168.5億円	160.3億円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 納付書の作成等に要する経費</li> <li>・ 納付督促業務の委託に要する経費(市場化テスト事業)</li> <li>・ 社会保険料控除証明書の作成等に要する経費</li> <li>・ 強制徴収の実施に要する経費(最終催告状・督促状の送付等)</li> <li>・ 免除等の勧奨等に要する経費</li> <li>・ 事務センターの入力委託等に要する経費</li> <li>・ 事業運営に要する経費(納付書(窓口交付用)の作成等)</li> </ul>
	小計	216.9億円	209.8億円	
厚健船 生員 年保 金保 険 保 険	適用関係業務	128.5億円	85.5億円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未適用事業所の適用促進に要する経費(文書、電話、訪問による勧奨等)</li> <li>・ 事務センターの入力委託等に要する経費</li> <li>・ 事業運営に要する経費(取得届・喪失届の作成等)</li> </ul>
	徴収関係業務	29.2億円	32.8億円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険料滞納処分に要する経費(不動産鑑定費等の滞納処分費等)</li> <li>・ 事業運営に要する経費(納入告知書・督促状の送付等)</li> </ul>
	小計	157.7億円	118.2億円	
合計		374.6億円	328.0億円	

※計数は、四捨五入によるため、端数が一致しない場合がある。

※職員人件費は含んでいない。